

# 春！スタートの時

自分たちで  
職場や生活を  
良くしよう



昨年の大阪自治労連青年部主催の  
歓迎パーティー



大阪自治労連・青年部書記長  
八尾 高志

## 「誰かまかせ」じゃない自分の人生 だから、労働組合 そして、自治労連

各自治体に就職された皆さん、おめでとうございます。私たち「大阪自治労連青年部」は若い世代(男女混合)で組織している各自治体の労働組合「青年部」の連合体です。4月から仕事に就く皆さんは「住民の役に立ちたい」と仕事に対して期待がある一方、「これからの職場や給料はどうなるのか」など不安もたくさんあると思います。そんな不安や悩みなどを一緒に考え話し合い、誰かまかせではなく自分たちで職場や人生を良くしていこうというのが「労働組合」です。特に「青年部」は同じ世代が集まって喜びや悩みを共感しあいながら、お互いが成長できる場です。ぜひ「自治労連」の組合に加入して、一緒に頑張りましょう。

単組でも新採歓迎行事が山盛り！

### 交野市職労 新入職員の相談にのりながら

4月2日朝、初登庁の職員に歓迎会のお知らせを配布。昼休みに青年組員が「職員交流カード」(名前・職場・趣味・「聞いてみたいこと」)を記入するカード)を新入職員に手渡し、翌日の昼休みに回収しながら、新入職員の相談にのり歓迎会にも誘いました。

様々な職場の先輩組員が入り替わりで新入職員と交流し、和気あいあいと楽しみました。



気さくな竹村委員長の歓迎に笑顔

### 堺市職労

「どんなゲームがいいかなあ？」歓迎パーティー実行委員会



### 「新採、準備に3か月かけて

1月から昨年採用された職員と、青年部員などで4回の新採歓迎実行委員会を開き、ゲームの内容や景品、当日の役割分担を検討。

4月3日の新採歓迎パーティーには107人が参加。採用2年目のスタッフの一人は、「去年は参加しなかったけど、こんな楽しい会だとは知りませんでした」と語りました。新入職員の組合加入も進んでいます。

東大阪市職労 先輩から温かいエール



食卓を囲みながら楽しく交流

研修の緊張も少しほぐれてきた4月5日、「新採歓迎会」を開催しました。青年部役員の呼びかけに「今からでも行ってもいいですか」と、新採49人が集まり、食事をしながら交流を深めました。

職場の先輩たちもかけつけ総勢72人。「組合ってどんな活動をするんですか？」など話もはずみ、保育所職場からも「待っているよ。いっしょに仕事頑張ろうね」と激励が送られていました。

参加してね

大阪の自治体で働く新入職員と交流できる！  
大阪自治労連青年部新採歓迎パーティー

6月2日(土)  
18:30~  
道頓堀ホテル

防災まちづくり運動

### 見て、聞いて、体験する現地調査活動

津波対策や復興問題を学ぶ



大阪府治水事務所施設内の「津波・高潮ステーション」で

防災まちづくり運動も発足3ヶ月。府下43市町村を対象とした自治体アンケート集計での問題点をより明らかにしていくために現地調査を行いました。

大津波を想定していない

実態が明らかに

4月1日の「津波・高潮ステーション・阿倍野防災センター」高石のコンビナートの調査には10人が参加。津波・高潮ステーションでは、海より低い場所に住む108万人の津波からの避難方法や防潮扉や水門の限界性と水防団の役割に対する懸念が。阿倍野防災センターでは、防災倉庫の設置場所の確認と機材の有効利用や避難経路の安全確認の問題。そして、高石のコンビナートでは、地上に22個もLNGタンクが密集しており、津波による大規模火災が懸念されます。

阪神淡路大震災から学ぶ

「復興という名の地獄」

4月7日の「阪神・淡路大震災から学ぶ」調査は13人が参加。新長田といえば、「鉄人28号」が復興の象徴として有名ですが、震災後2ヶ月で、住民の意見も聞かず強引に進めた神戸市の復興計画。17年たった今、「もう限界ですわ」と復興再開発事業の店舗に入居した店主らは、気力も尽き果てています。「信頼してください」という市の言葉で復興再開発事業の店舗に入居したのに、客足はとぎれ、商店街は空き店舗だらけ…。ローン返済と高い管理費に苦しめられ、まさに「復興災害」が深く進行しています。



閑散とした新長田の商店街

復興問題で表面化してきたこの再開発問題ですが、復興時だけの教訓ではなく、今、大阪市の橋下市長と維新の会が狙っている大型開発事業についても、地元の住民が立ち上がるこの大切さを痛感した調査となりました。

### 今月のキーワード

災害救助法

自然災害により、多数の住家の被害、生命・身体への被害が発生した被災地に、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者(罹災者)の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とします。法に定められた救助の費用は、原則として各都道府県が負担し(法37条に定めた災害救助基金の積み立て)、都道府県の財政力に応じて国が負担します。

### 今月のキーワード

治水事務所

大型台風などによる高潮や地震による浸水に備え、防潮施設の整備や護岸の補強を行っています。また、河川巡視や夜間パトロール、船舶パトロールを実施して不法投棄や不法行為の防止に努めています。また、府民との協働で河川の美化活動や再生にも取り組んでいます。